

愛知県立尾北高等学校台風等の異常気象時における対応

種類			自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
気象台が発表	特別警報(尾張西部・尾張東部のいずれかの地域)		自宅待機	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	警報	暴風 (尾張西部・尾張東部のいずれかの地域)	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雨・洪水	平常登校	平常授業
		その他	平常登校	
	注意報	強風・大雨・洪水	平常登校	
市町村が発表	学校が所在する市町村	警戒レベル4以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
	児童生徒が居住する市町村	警戒レベル4以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。

暴風警報・特別警報発表時の登下校について

1. 登校する以前に、名古屋地方気象台から尾張西部または尾張東部(知多地区を除く)に暴風警報が発表されている場合
 - (1) 午前 6:40 までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - (2) 午前 11:00 までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。
 - (3) 午前 11:00 以降に警報が解除されるか、または継続されている場合は、授業は行わない。
上記(1)、(2)の場合、道路の冠水、交通機関の途絶等により登校が困難なときは登校しなくてよい。
2. 登校する以前に、名古屋地方気象台から尾張西部または尾張東部(知多地区を除く)に特別警報が発表されている場合
 - (1) 授業は行わない。
 - (2) 特別警報がその日のうちに解除されても、授業は行わない。
 - (3) 解除後の授業開始については、きずなネットや本校ホームページで情報を提供する。
3. 登校後に、名古屋地方気象台から尾張西部または尾張東部(知多地区を除く)に暴風警報、特別警報が発表された場合
 - (1) 気象状況等を考慮し、全生徒を安全に帰宅させることができると判断した場合には、授業を中止し、速やかに下校させる。
 - (2) 通学距離等により帰宅が困難と認められるとき、通学路の通行が危険と認められる場合は、校内において当該生徒の安全を確保する。
4. 居住地域などの市町村から避難情報が発令された場合
 - (1) 在宅時に居住地域の市町村から警戒レベル 4 または 5 の避難情報が発令された場合は、登校せず避難を含む安全確保の行動をとる。
 - (2) 在校時に江南市から警戒レベル 4 または 5 の避難情報が発令された場合は、校内に待機する。
 - (3) 発令された避難情報の警戒レベルが 3 以下の場合は平常通り授業を行う。

上記(2)の場合、居住地域の市町村から警戒レベル 4 または 5 の避難情報が発令されていないときは、庄内川水系青木川・五条川の水位や交通機関の情報を収集し、移動手段の安全が確保される生徒については、保護者への引き渡し等により下校させる。